

第49回宍粟市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成24年9月3日（月曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 9月3日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 民生生活常任委員会行政視察報告について
- 日程第 4 第 13号議案 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 第 14号議案 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 第 15号議案 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 第 16号議案 訴えの提起について
- 日程第 8 第 17号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
- 第 18号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 19号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 20号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 21号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 22号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 23号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 24号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 25号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

- | | | |
|--------|---------|-------------------------------------|
| | 第 26号議案 | 平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 第 27号議案 | 平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号) |
| | 第 28号議案 | 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 第 29号議案 | 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 30号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 31号議案 | 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 32号議案 | 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 33号議案 | 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 34号議案 | 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 35号議案 | 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 36号議案 | 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 37号議案 | 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 38号議案 | 平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 39号議案 | 平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 第 40号議案 | 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 10 | 第 41号議案 | 教育用パソコン備品購入契約の締結について |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 民生生活常任委員会行政視察報告について
- 日程第 4 第 13号議案 宍粟市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 第 14号議案 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 第 15号議案 過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 7 第 16号議案 訴えの提起について
- 日程第 8 第 17号議案 平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
 第 18号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 第 19号議案 平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
 第 20号議案 平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
 第 21号議案 平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 第 22号議案 平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 第 23号議案 平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第 24号議案 平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第 25号議案 平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 第 26号議案 平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
 第 27号議案 平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
 第 28号議案 平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 第 29号議案 平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

- 第 30号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 31号議案 平成23年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 32号議案 平成23年度宍粟市鷹巣診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 33号議案 平成23年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 34号議案 平成23年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 35号議案 平成23年度宍粟市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 36号議案 平成23年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 37号議案 平成23年度宍粟市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 38号議案 平成23年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 39号議案 平成23年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 40号議案 平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 第 41号議案 教育用パソコン備品購入契約の締結について

応 招 議 員 (20名)

出 席 議 員 (19名)

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 木 藤 幹 雄 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 東 豊 俊 議員	6 番 福 嶋 斉 議員
7 番 伊 藤 一 郎 議員	8 番 岩 路 昭 美 議員
9 番 藤 原 正 憲 議員	10 番 大 倉 澄 子 議員
11 番 實 友 勉 議員	12 番 高 山 政 信 議員

13番 山下由美 議員
16番 小林健志 議員
18番 西本 諭 議員
20番 岡田初雄 議員

14番 岡前治生 議員
17番 大上正司 議員
19番 岡崎久和 議員

欠席議員（1名）

15番 山根 昇 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	中村 司 君	書記	榎谷米男 君
書記	清水圭子 君	書記	原田 渉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路 勝 君	副市長	岩崎良樹 君
教育長	小倉庸永 君	会計管理者	杉尾 克 君
一宮市民局長	福元晶三 君	波賀市民局長	西川 龍 君
千種市民局長	阿曾茂夫 君	企画総務部長	清水弘和 君
まちづくり推進部長	西山大作 君	市民生活部長	岸本年生 君
健康福祉部長	秋武賢是 君	産業部長	前川計雄 君
農業委員会事務局長	藤原卓郎 君	土木部長	平野安雄 君
水道部長	米山芳博 君	教育委員会教育部長	岡崎悦也 君
総合病院事務部長	広本栄三 君	消防本部消防長	幸島幸博 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。第49回宍粟市議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第49回宍粟市議会9月定例会が招集され、議員各位には、御繁忙の中、御壮健にて御参集賜り、また、市当局におかれましても、田路 勝市長はじめ全員御出席いただき開会できますことは、市政発展のため、御同慶の至りであります。まことにありがとうございます。

今日から2学期、元気な子どもたちの挨拶を交わしながら、その後ろ姿に大人の責任を感じながら9月の朝を向かえました。

稲妻に驚かされ、降る雨に心が騒ぎます。残暑厳しい中にあっても日ごとに頭を垂れる稲穂に小さな秋を見つけます。朝露の乾かぬうちのあぜ道に足を運びますと、羽を休めていたアキアカネの群れが一斉に飛び立ちます。黄金色の稲穂に溶け込んでしまいそうに、その群れは飛び交います。いつ、どこで、その出番を待っていたのか、日々移ろいの秋とともに、その身を紅く染めながら、恋の季を向かえます。幾多の春秋の中で繰り返される自然の営みであります。

私どもも人として与えられました出番に、その職責に精進したいものであります。とりわけ田路 勝市長はもとより、私ども議員にとりましても、与えられました職責、その任期は8カ月余りとなりました。これまでを省みながら、浜辺の忘れ潮の中に残されたものを見つけるように、忘れてきたものはないか、いま一度確かめたいものであります。

さて、昨年の東北大震災及び福島原子力発電所事故という未曾有の大災害から1年半が過ぎ、復興は着実に進んでおりますが、何よりも東北のいつもの場所に、いつもの明かりがともることを祈らずにはられません。

この大災害により、我が国経済は大きな打撃を受けました。加えてギリシャの財政危機に端を発したユーロ危機の影響による円高の進行などにより厳しい状況が続いております。今ほど政治の力が求められていることはありません。

しかしながら、国政においては、いまだ混乱が続いており、消費税増税をめぐり、政権与党の民主党は分裂し、また原発の再稼働をめぐり反対のデモなど原発廃止の運動が拡大しています。さらに、先日は野田首相の問責決議案が参議院本会議で可決され、国会は事実上の休会状態となっております。

急激な少子・高齢化による人口減少時代を向かえ、これまでのような右肩上がりの時代の発想や政策では対応できない状況の中、財政再建や社会保障制度、また環

境・エネルギー問題など、多くの課題について、国の将来を見据えた議論を望むところでもあります。

このことは、地方自治体にとっても同様であり、解決しなければならないさまざまな課題が山積しており、まさに市の将来を見据え、何が必要か、何をなすべきか、議論を尽くした上での政策決定が求められています。できる、できないではなく、どうするかにあると信じています。

本定例会には、補正予算、条例改正のほか、平成23年度歳入歳出決算の認定などの重要案件が提案されます。とりわけ、23年度決算の認定は、私が申すまでもなく、その施策と予算、成果の検証をいたすものであります。議員各位の率直な質疑に当局の自信をのぞくことができるものであることを期待申し上げます。

残暑厳しい折、本会御出席の皆様には、長い9月議会となりますが、真剣な議論で、よりよい方向が見出せるものと確信し、よろしくお願いを申し上げます。開会の挨拶といたします。御苦労さまでございます。

○市長（田路 勝君） おはようございます。第49回宍粟市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には御健勝にて出席を賜り、ありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表する次第であります。

記録的な猛暑と言われた8月が過ぎましたが、朝夕幾らか涼しくなったものの厳しい残暑が続いております。

昨年この時期には、たびたびの台風襲来により心配をいたしましたところですが、今年は穏やかに秋が過ごせるよう願っているところでもあります。

さて、神戸新聞に「播磨暮らし探訪」という記事が掲載されています。これは、地域で昔から続く生活や風習などを取材された記事で、千種の年桶や蕨の保存、一宮の山椒醤油、波賀の無縁さん供養など、紹介がされました。

こうした記事を見ますと、先人の生きるための知恵や工夫、地域の風土と人のかかわりなどを知ることができ、現在の生活についても考えさせられるものがあります。そして、先代からの教えを今日まで脈々と継承されている皆さんに敬意を表したいというふうに思います。

宍粟市では、8月22日に第1回宍粟学講座を開講し、約160名という多くの方に受講いただきました。「地名から見た宍粟の成り立ち」について学んでいただきましたが、歴史ある宍粟を再認識し、ここ「宍粟」に住む「誇り」を持っていただきたいと願うとともに、私たちはこの歴史を次の世代へ引き継ぐ責務があります。

古きを学び、新しい知識を得る『温故知新』という言葉がありますが、もう一つ膨らませた『温故創新』として、古きを学び新しく創り上げる、創造するという活動をそれぞれの地域づくり活動などにも活かしていただきたいと考えております。

市といたしましても、より住みよい宍粟を目指し、議員の皆様にも御理解、御協力をいただきながら、市民の皆様とともにさまざまな取り組みを深め、次の世代へしっかりと時代をつないでいきたいと思っております。

今年度の施策のキーワードの一つとしていました「観光」につきまして、現在、高校生と大学生が市内の観光地をレポートする体験ツアーを実施をいたしております。市の内外から、そしてまた若者から見た「宍粟」を知ることで、新たな宍粟の魅力の発掘につながればと期待しているところであります。

この事業についても、市民の皆さんに参画いただいている「観光基本計画策定委員会」により進められておりますが、何事においても、市民の一人一人の皆さんの力がこの宍粟を変える原動力になるということを考えなければなりません。

もう一つ新たな試みとして、宍粟市と福知自治会、県治山林道協会の共催によりまして、10月21日に一宮町の千町岩塊流から福知溪谷をめぐるMTB（マウンテンバイクツアー）、HIKE&RIDE（ハイク・アンド・ライド）を計画をいたしております。西日本で最大級の規模である岩塊流や紅葉時期となる溪谷など、自然をフルに活かした宍粟ならではの企画であります。多くの方に参加をしていただき、秋の一日を体中で感じ、満喫していただきたいと思っております。

また、今年も連合自治会との共催により、10月から11月に各中学校区ごとに「行政懇談会」を実施する予定といたしております。市民の皆さんからの御意見や御提言をいただきながら、このような新たな取り組みも取り入れる中で、より住みよいまちを目指して、行政運営を行ってまいりたいと考えます。そして、市民の皆さんによるそれぞれの地域を活かしたまちづくり活動等についても支援をしていきたいと考えます。

さて、今定例会におきましては、政令の改正に伴う宍粟市下水道条例の一部を改正する条例や人事異動による人件費の精査等の一般会計補正予算案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定案件など、合わせて29件の議案について御審議をいただくことといたしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たっての御挨拶といたします。

○議長（岡田初雄君） 御報告を申し上げます。本日、山根 昇議員より本会議を欠

席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

なお、また9月に入りましたが、議員各位につきましては、エコスタイルで臨んでおりますので、御了解をいただきたいと思います。なおまた、当局の皆さん方にも上着をとっていただいて結構かと思っておりますので、御配慮よろしくお願いを申し上げます。

ただいまから、第49回宍粟市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あてに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、市長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告が提出されておりますので、御高覧願います。

報告5、本日市長から議案29件が提出されております。

以上で報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

16番、小林健志議員、17番、大上正司議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月28日までの26日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月28日までの26日間に決定しました。

日程第3 民生生活常任委員会行政視察報告について

○議長(岡田初雄君) 日程第3、民生生活常任委員会行政視察報告についてを議題といたします。

民生生活常任委員会委員長の報告を求めます。

民生生活常任常任委員会委員長、7番、伊藤一郎議員。

○民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 委員会を開催し、行政視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

日にちは、7月17日から18日であります。

視察テーマ、消防救急無線デジタル化について、岡山市にお邪魔いたしました。

主な取り組み状況は、総務省は現在運用しているアナログ方式の消防救急無線の使用期限を平成28年5月31日までと決めました。当市の所属する広域消防でも、消防・救急活動における個人情報の保護と大規模火災発生時の消防の広域応援等に対応可能な通信基盤を構築するために、デジタル方式への移行を早急に迫られております。

岡山市では、平成24年度から一部運用、平成25年度から全面運用に向けて整備されており、状況をお尋ねしました。

業者は、全国で6社あり、一般競争入札とされる3社が応札しました。早く整備したほうが希望する周波数を確保できるということです。整備費の大半が通信指令施設の機器費用であります。宍粟市の地形では、効率的な基地局の配置が求められています。

次に、障がい者千人雇用について、総社市にお邪魔しました。

主な取り組みについて報告いたします。

総社市では、障がいのある方の雇用の場の創設や就労、生活を支援するために、平成23年5月に「総社市障がい者千人雇用委員会」を設置、平成23年12月に「総社市障がい者千人雇用推進条例」の制定、平成24年4月より「障がい者千人雇用センター」を設立されています。国の「障害者就業・生活支援センター」と同様の機能を持つ市の施設は全国初ということでもあります。市の主要施策に位置づけ、官民一体で取り組んでおられます。例えば農業系の事業所では、障害者が野菜の栽培、収

穫などの農作業を行い、収穫した野菜は全て買い取り制度を活用し販路を確保、学校給食での使用や直売所で販売されています。

次の日に病院経営と院内保育について視察しました。三豊総合病院です。主な取り組み状況を報告します。

三豊総合病院は、病床数482床、診療科目は27科、職員数778人、地域医療支援病院として取り組み、充実した医療を地域住民に提供しています。地域的に有利な条件もあり、昭和57年以来、黒字経営を続けておられます。計画的な施設を整備し、交付税と有利な起債を利用し、減価償却費、起債の総額を抑えられています。また、医師や看護師の確保・定着化のために、人材育成、働きやすい職場づくり等さまざまな取り組みが行われています。

その一つとして、院内保育所があり、病院職員の職場復帰を支援されています。平成24年4月からは、定員27名から46名に増やし、年齢によるクラス分けも行い、保育を充実させています。夜間保育は希望者が少なく行っておらず、延長保育のみ行われています。保育料は0歳児、月額3万円、1歳児から6歳児、月額2万円で、通常の保育園に比べてかなり低料金となっています。

宍粟総合病院でも院内保育所の設置を考えていますが、職員の希望をよく確認し、場所や保育士の確保、保育時間、保育料金等を検討する必要があります。

以上、報告を終わります。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑ないようでございます。

質疑なしと認めます。

以上で民生生活常任委員会行政視察報告を終わります。

日程第4 第13号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第13号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第13号議案、宍粟市下水道条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

宍粟市下水道条例第10条では、一定の基準を超えた汚水を排出すると、終末処理施設に負担がかかるため、このような汚水を公共下水道に投入する者に対して除害施設等を設置する義務を課すことを規定をいたしております。

今回、下水道法施行令が改正をされまして、水質汚濁防止法に定める特定事業場からの排出基準が一部追加されたことから、その基準を準用する同条第10条に規定する基準についても同様の改正を行おうとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第13号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第13号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第5 第14号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第14号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第14号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

近年、電気自動車の普及が進み、それに伴う電気自動車用の急速充電設備の設置が進められ、今後、さらなる普及が見込まれるため、その特性等を踏まえた火災予防上の安全対策について基準を定めようとするものであります。

このたび、対象の火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱

いに関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正により、対象火気設備等に電気自動車用の急速充電設備が追加をされ、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準の細目が新たに定められましたので、その基準を準用する宍粟市火災予防条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第14号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第6 第15号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第6、第15号議案、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第15号議案、過疎地域自立促進計画の変更につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成22年12月に策定いたしました「過疎地域自立促進計画」に計上しております過疎地域の自立のための振興施策について、産業の振興、交通体系の整備及び生活環境の整備に関する事業を追加し、有利な過疎債を財源とし、計画変更するため過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回の変更の内容は、産業の振興といたしまして、戸倉スキー場施設整備修繕事

業及び千種高原スキー場施設設備修繕事業を行い、より利用しやすい施設とすることにより、さらなる観光振興及び周辺地域の活性化を推進をするものであります。

また、交通体系の整備といたしましては、波賀市民局管内の市道岸脇線の道路改良事業、市道赤西線道路防災事業及び斉木・馬橋橋梁整備事業を実施し、簡易除雪機整備補助事業を推進することにより、地域の安全で安心な生活空間の形成を図ります。

さらに、生活環境の整備としましては、下水道事業監視システム改修事業を実施し、安定した施設運営を行うことにより、生活環境の整備を図ろうとするものであります。

いずれの事業も、過疎地域の発展と地域力の向上につながる事業として捉えておりますので、御審議の上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

8番、岩露昭美議員。

○8番（岩露昭美君） 今、市長から、かいつまんだ議案の提出に係る説明がございました。産業振興、公共交通あるいは生活環境改善等々広い分野にわたる過疎自立促進法の計画でございます。この問題につきましては、今日配付を受けました付託表におきまして総務文教常任委員会のほうで審査をするという予定になってございますので、細かい内容等についての質疑はそちらに譲るといたしまして、一番お聞きしたいことは、今、市長が申されましたように、そもそも過疎自立促進法そのものの考え方、趣旨、そういったものを考えてまいりますときに、もっと広い審議あるいは審査の時間が必要ではないのかという一番根本の問題に私自身としては疑問を感じましたので、議案の質疑ということに取り上げさせていただいております。

申すまでもなく、この過疎自立促進法は第38回定例会におきまして、平成22年度から27年度のいわゆる他の地域との格差是正のための促進法、それに伴う事業ということで、自立促進計画というのが提案されまして、議会で議決をしております。この内容の追加とか、あるいは変更ということがこの自立促進法の第6条の規定によって提案されたというように理解をしております。

つきましては、波賀、千種が対象地域でありますけども、宍粟市自身が過疎地域を含む自治体として、この促進法の対象になっているということを鑑みましましたときに、今から変更・追加されようとしているもろもろの事業の推進あるいはねらいと

いうものがどういうところにあるのか。なおかつ財源としては、主たるものは過疎対策債かも知れませんが、そういう問題について広い意味での市民の関心を求める、あるいは理解を深めるということが非常に必要であろうと、こういうように思います。

そういう点に立ちましたときに、果たして本会議に議案としてその変更計画が上程され、それが総務文教常任委員会でわずかな審査・調査でいいものかどうかということに私自身は大変不安を感じるわけでございます。

それで、この変更計画が出されるに至りました本日までに、どういうことがこの過疎自立促進計画並びに変更という形で住民に知らされ、あるいは理解を得る努力がなされたか。あるいは今日まで議案付託を受ける総務文教常任委員会としても大変大きな荷物をいただくわけでございます。短期日のうちに十分に審査ができるかどうかということも大変心配をするわけでございます。議会に対してどういう説明あるいはこの立案に対する思いが当局側から発せられたかと、そのプロセスについてはどうなっているのかということについて承りたい、このように思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 15号議案にお答えをいたします。

まず、過疎地域自立促進計画、大きく分けまして内容が二つございます。一つは、先ほどございましたように、市長の方針とか、またいろんな政策を決定する大きな目標の部分、それともう1点は、個々具体的に路線名まで計上いたしました詳細な部分、この2本立てになっております。今回、御質問の政策とか施策、これを変更する場合には既に議会事務局とも調整を図っております議会の委員会を中心に十分な意見も聞く。また、方針でございまして、市民の方のワークショップでございまして、またパブリックコメント、そういうようなことも十分聞いて策定をしたというふうには思っています。

そのうち今回の変更につきましては、平成24年度の過疎債の充当におきまして、県の市町振興課と充当をさせていただきたいという協議を重ねていました結果、例えばスキー場の関係、ハード事業については既に計画が上がっております。ただ、枠の関係でソフト事業のほうに計上していただくことによって、過疎債の充当が可能ですよということで組み替えた部分、また県の災害復旧事業等の橋梁の部分で、市の負担の部分が出てきたということで、個々具体的な面でございましたので、市民の意見また議会の十分な協議・調整の部分に該当しないということで、内容のみ

を変更したものでございます。ただ、今後におきましては、平成22年度に策定の時点で十分な市民の方々の意見が聴取できたかどうか、それは疑問点がございまして、現在各地域のまちづくり協議会を中心にいたしましてまちづくり計画、こういうようなものの計画をいただいております。それを受けまして、今年度中にはただいま申されましたようなプロセスを経まして十分な審議・調整をいただきたいというふうに思っておりますので、今回についてはそういう個々具体的な内容のみということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 今、企画総務部長のほうの説明で過疎債に絡むハード部分の具体、個々の問題なんで、そういう計画変更あるいはこの地域をどういうように取り上げていくかという問題については、今後の課題で十分に議会の意見とか、あるいは住民にも理解・協力を求めたいという発言がありましたので、それを了といたしますけれども、私はこの過疎計画、これができたこと自体に一番心配してますのは、一つの財源のよりどころとしての過疎自立促進法が利用されているに過ぎないんじゃないかと。もっと深い意味でその地域の活性化というものに対して、やっぱりどうも私自身の感じとしては、この法の運用に関しては、手抜き、あるいは軽視というものがあるんじゃないかということ懸念してございまして、今、部長が説明されましたその考え方に基づいて、他の地域との著しい格差が現にある、これをどうするかという視点に立って、十分に議会あるいは住民の方々との協議を進めていただきまして、理解を得ながら、現実にはこのほうがこの本市においてうまく活用され、運用されることを強く期待をしております。そういう考え方であろうと思いますが、提案者、市長のほうの思いをひとつよろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この議案につきましては、先ほど部長が申し上げたとおりであります。今おっしゃりたいのは、もうひとつ私もはっきりわからなかったわけですが、過疎債を十分使って、地域の進展につなげよということだろうと思います。しかしながら、かつて過去、過疎債でもっていろんな事業がされてきたわけでありまして。そのことによって人口増が図られたかということ、そういうことでもないわけでありまして。あるいはまたそのほかのことにつきましても、なかなか過疎債を使っているいろんなことをやったけど、進展がもうひとつだったなど、こんなことがあるわけでありまして。そういうことから、今度の延長にあたってはソフトを重視ということも言われてきたところであります。

そういうことから、我々もであります、そこに住む人たちも本当に有意義な使い方というものを考えて、これまでのように、あれもやれ、これもやれ、過疎債でこっちもできるじゃないかと、こういうことでは、なかなか地域の進展というものはあり得ないというようなこともございますので、今後、いろんなことを一緒にまた考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 次に、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。私は、自立計画の今回の変更の内容についてお聞きしたいと思うんですけども、それぞれ必要なものとして変更の中に入れられていると思います。それで、1点気になりましたのは、この過疎計画の中で当初より森のゼロエミッション事業でありますとか、グリーンエネルギー・バイオマスエネルギー普及促進事業というふうなものが入っております中で、ごく最近になって電気の買い取り制度というのが始まって、どこの自治体も太陽光発電でありますとか、いろんな風力発電でありますとか、その地域の特性を生かしたそういう事業に取り組んで一つの地域産業としていこうというふうな動きがあります。

そういう中で、宍粟市の過疎地域として指定されている波賀町、千種町を考えた場合に、小規模水力発電というのが大変有効な手だての一つではないかなというふうに私はかねてから思っておったんですけども、そういうことから言うと、当然今回の計画の中には入っておりませんが、今回せっかく提案されている変更ですから、ぜひ小規模水力発電というふうなものもこの計画の中にぜひ修正して加えていただいて、過疎地域が少しでも潤うような方策がとれないものかどうか。まだ、いろいろと調べてみましても、小規模水力発電については開発途上であったりとか、まだ完成されたものとしてできているケースというのは少ないということは承知しておるわけでありまして、でも、水力発電そのものについては、千種、波賀を見ていただいても、とにかく水が豊富でなければできない事業でありますから、そういう意味では両町ともそういうふうなことに適している地域でありますので、そういうことを具体的に検討できないのかどうか、その点、お聞きいたします。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） お答えを申し上げます。

先ほど岩路議員さんのときに少し触れましたけれども、政策とか重要な施策、これについては根本的に見直すために議会とかで協議をしたいというふうに思っています。

今年度も市長が観光、環境、これを大きな主要事業と捉えていただいております。その中で、平成22年12月に策定いたしました計画、その後社会経済情勢が大分変わっておりますので、今年度中にまちづくり協議会とか、ただいまございましたような意見を含めまして、根本的な見直しを行ってまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 根本的な見直しということも確かに大事なんですけども、とにかくやっぱり事業名をこういう計画の中に入れなければ、例えば過疎債を充当しようと思ってもできないから、実際には過疎債を利用するかどうかかわからないけれども、事業のメニューとして挙げておこうというふうな内容の事業もあるわけですよ。そういうことからいいますと、やはり今言いましたように、本当に過疎地域の活性化の一つの起爆剤ともなり得るかもしれない、そういう小規模水力発電というふうな事業については、そういうふうな全体的な見直しの中ではなしに、こういうふうな新たな事業として追加される、変更される、そういうことの中でも入れることは十分可能なんじゃないかなと思うんですけども、そういう点で市長はどのようにお考えですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、総務部長が申し上げたように、この議案というのは、県との打ち合わせの中で、事務レベルのテクニクも入った変更というのを先ほど説明があったわけです。今おっしゃっているのは、また全然別個で、私は一般質問をやられたのかなと思って先ほど聞いておったんですが、このミニ水力発電というのは、市全体としても環境の問題とあわせて、今、市民の団体においても検討され、そして我々も、そして県も、これは水がたくさんあるからできるというものではありません。高低差だとかいろんなことがあります。そういうことで、今調査をしておるところでありますので、議案とは関係がないと言えないわけですので、そのことについては、またそういう候補地があればおっしゃっていただいて、一緒に調査もできるかと思えます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第15号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第15号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第7 第16号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第7、第16号議案、訴えの提起についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第16号議案、訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の訴えにつきましては、市営住宅の明け渡し請求並びに家賃の請求及び損害賠償金の支払い訴訟を提起しようとするものであります。

対象者は、平成20年8月分の家賃から継続的に滞納しており、再三再四に及ぶ訪問徴収、督促及び催告にもかかわらず、滞納分の返済が行われておりません。また、今後においても本人の滞納額の解消及び減少努力が期待できず、これ以上の入居許可の継続は滞納額が増え続けることとなります。この状況を受けまして、平成24年6月28日をもって入居許可を取り消し、住宅の明け渡しを請求いたしました。これに応じず、市営住宅に入居したままとなっております。行政手段といたしましては、これ以上の対応策がないため、市営住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払い及び損害賠償金の支払いについて請求する旨の訴えを提起をするため提案するものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告がありますので、発言を許可します。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。私も議員にならせていただいて、かなり長くなるわけではありますが、こういう訴えの提起というふうな議案が上がってきたのは初めてだと思っております。それで、これはあくまで市営住宅の明け渡しのことですけれども、それで、基本に立ち返ってといいますか、市営住宅の条例を見てみましたら、第41条に入居の許可の取り消し等というふうなことで、明け渡しを請求することができる該当項目が10項目あります。

それで、先ほど市長は、平成20年8月からの家賃が滞納になっているというふうに言われたんですけれども、ここでは家賃を3カ月以上滞納したときというふうなことで第5号で書かれておりますけれども、その明け渡しのこういう訴えをせざるを得なくなった理由として、この第41条にあります10項目のうち、家賃の滞納のみにかかわることでのことなのか、その点まずお伺いしたいと思います。

それと、当然市営住宅に入居するに当たっては、一部例外を除いては当然連帯保証人をつけた上で入居をするというふうなことになっておるようでありますけれども、こういう事態に至るまでにその連帯保証人がおられるのであれば、当然連帯保証人のところに請求が行くべきものかなというふうにも思いますけれども、そのあたりのところがどうあったのか。

それと、もう一つは、ここまで訴えの提起をするということになりますと、家賃の滞納を含めて支払い能力はあるはずなのに、支払わないという、言葉で言いますと悪質滞納者というふうなことになるとは思うんですけれども、そういうことで税務の関係でいいますと、資産的な調査であるかと、預金通帳とか、そういう部分の調査が可能だと思うんですけれども、住宅の家賃に関してはどの程度までの調査が可能であって、こういうふうな訴えの提起をせざるを得なかったのか、そのあたりのところがわかりましたら、お示しいただけたらと思います。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、訴えの提起についての基準なり、連帯保証人、それから調査の範囲等についてお尋ねでございますので、お答えをさせていただきますというふうに思います。

まず、明け渡し等を求める判断基準なりの考え方でございます。まず、先ほど質問の中でも言われましたように、市営住宅の使用料の滞納事務につきましてもは、上位法であります公営住宅法、さらには市で持っています市営住宅の条例及び宍粟市の市営住宅の使用料の滞納マニュアル等を遵守いたしまして、それぞれ総合的に判断をしているというところでございます。

具体的には、先ほど申し上げましたように、宍粟市の市営市営住宅の条例第41条にあります項目、特に再三にわたる催告等にかかわらず使用料を納付しない長期の滞納者及び積極的に滞納解消に努力し、または努力しようとする意思が見られない人等々を総合的に判断したものでございます。

次に、連帯保証人の関係でございます。当然、連帯保証人につきましても入居者と同様の債務を負っていただいているわけでございます。この間、再三にわたりま

して連帯保証人との協議もさせていただいてますが、最終的に連帯保証人の債務の請求につきましては、弁護士等とも相談をさせていただきましたが、法的な根拠の中で、本人の自署が確認をできないものについて、最終的に請求ができないという部分もございます。今後、その部分につきましても、連帯保証人のあり方等についても、昨今、市の中でも十分検討させていただいて、担当者会にも自署で目の前で連帯保証人の請書についての署名ということの徹底も図ったというところで、現在のところ入居者に対して債務の返済を求めようとするものでございます。

3点目の調査の範囲等につきましても、それぞれ個人情報等々の状況もございますが、入居条件の中に、やはり低廉の収入者に対して低価な家賃を提供するという公営住宅法の趣旨でもございます。限られた範囲でございますけど、個々の情報についても、当事者についてもかなりの情報はいただいているわけでございますが、いずれにいたしましても、やはり具体的な資料等々につきましては、個人情報等々の関係もございまして、滞納者との交渉の記録等は差し控えさせていただきたいと思っておりますが、基本的な考え方等については、また後日、議長とも協議をさせていただいて、委員会のほうにもお示しをしていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一つは、先ほども言いましたように、私も長い間、議員していた中で、こういうケースが初めてだということは、よほどのことだと思うんですね。先ほど一例として言いましたように、家賃を3カ月以上滞納しておられる方というのは、恐らく決算書を見てもわかりますけれども、相当数おられるということになるかと思うんですね。それにもかかわらず、今回、もう最終的な手段ですわね、行政側としてできる方法としては、明け渡し請求というのはね。これもやっぱり議会の議決が必要だということは、それだけ明け渡し請求をするということの、ある意味、重みがあるということにもなるわけでありまして、そういうことで、全てを明らかにしてくださいとは言いませんけれども、少なくとも委員会にはマル秘資料でよろしいですから、平成20年8月から全ての家賃が滞っているとすれば、いつから督促を始めてというふうなことも含めて、どういう対応をしたけれども、最終的に支払いをしていただけなかったと。それで恐らく収入についてもこの程度の収入はあるけれども、支払っていただけなかったというふうなことがわかるようなものについては、最低限明らかにしておかないと、今後同じようなケースがあったらいけないわけですが、一つの今回ののが大きな基準になるのは

確かですから、そういう部分では委員会で詳細に説明をしていただきたいと思います。その点、委員会で丁寧にやっていただきたいというのが一つ。

それと、もう一つ、連帯保証人の関係で自署の確認ができないものについては、連帯保証人としての資格がないというか、連帯保証人としての責任を問えないというふうな意味合いだと思うんですけども、そのようなずさんな形で、もし入居事務が進められておって、もしほかにも同様のケースがあるとすれば、これは大変なことだと思うんですね。この間も民生生活常任委員会のほうで住宅資金の貸付金が大分古いものが滞納になっているようなケースを徐々にではありますけれども、明らかになりつつありますけれども、その中にでも連帯保証人の方そのものが亡くなっている。そういうふうなケースも出てきておるわけですから、そういう意味では本来は連帯保証人というのは、こういうふうに家賃が払えない場合には、代って払いますよということをお納得して連帯保証人になっておられるはずなので、本来はこういうケースは起きないはずなんです。にもかかわらず、弁護士との相談では自署をされたものと認められないと。多分恐らく本人もそんなことを書いた覚えはないというふうなことを言われているんだと思いますけれども、そういうふうなことの事務処理自体が行政側としての事務のあり方としておかしい、甘いんじゃないかなというふうに思うんですけども、入居の申し込みがあって、連帯保証人の名前があって、当然その連帯保証人はちゃんとあなたは納得されておるんですよというふうな確認もされてないんじゃないかなというふうな疑いも持つわけですけども、そのあたり、こういうふうな訴えをしなければならぬようなきっかけになっているんじゃないかと、今答弁を聞かせてもらって思ったんですけど、いかがですか。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、2点の御質問だったと思います。お答えをさせていただきます。

まず、1点目、委員会等への詳細な説明というところでございますが、先ほど申し上げましたように、やはり個人情報等の関係もございます。滞納者との交渉記録等の詳細な部分については省略をさせていただきますが、それぞれ委員会の中でわかる範囲は提示をさせていただきますが、今回の場合、特に申し上げたいのは、滞納金額、期間等も含めてなんですけど、やはりこの間、それぞれ市に対して誠意ある対応をとられなかったということが非常に大きくございます。その部分、あらゆる手段をこちらも、先ほど提案理由の説明でありましたように、6月28日の明け渡し請求以降についても、何ら対応もないという状況で苦渋の決断をさせていただい

たところでございます。今後、やはり公営住宅、公共料金の使用料等の滞納整理につきましても、やはりある一定市としても厳格な対応で臨んでいきたいという思いの中から選択をさせていただいたということで御理解をお願いしたいと思っております。

2点目の連帯保証人の関係につきましては、先ほど言われた部分も当然でございます。連帯保証人、入居のときに入居許可者と連帯保証人の連名の請書で市のほうに提出をしていただいているわけでございますが、今までの事務の中で連帯保証人の自署という部分について、確認ができてなかった部分もあろうかと思っております。この部分につきましては、再度先ほども申し上げましたように、十分今後の部分についても徹底をさせていただきますし、今までの部分についても確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第16号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第16号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時28分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 第17号議案～第28号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第8、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）から第28号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第17号議案から第28号議案までの補正予算の12議案についま

して、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成24年度下半期の各種施策を展開する上で重要な補正と位置づけ、今年度中の財源見直しにつきましても総合的に勘案し、施策の方向性や効果等全般的な見直しを行うとともに、前年度決算に伴う剰余金に係る積み立てをはじめ、将来の健全財政を念頭に基金の残高確保等の調整を行うものであります。

また、国県補助金の変更及び事業費の確定による整理を行うとともに、4月1日以降の人事異動等に伴う人件費の組み替え及び共済費等の精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきましては順次説明を申し上げます。

最初に、第17号議案、平成24年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）につきましては、本年7月に発生しました豪雨による災害復旧に係る繰越明許費及び各事業の進捗にあわせた地方債の追加・変更を行うほか、補正総額で歳入歳出それぞれ12億247万3,000円を追加し、補正後の総額を232億1,578万8,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、市税において現年課税分の賦課決定に伴う固定資産税及び都市計画税を減額計上いたしております。

地方特例交付金及び地方交付税につきましては、確定額による精査を行い、分担金につきましては、本年度に発生しました農地等の災害に係る受益者分担金を増額し、使用料及び手数料では事業所人数算定見直し等による地域生活排水施設使用料を減額計上いたしております。

国庫支出金の主なものとしましては、総務省の「緑の分権改革」調査事業の委託金、公共土木施設災害復旧費負担金を追加し、県支出金では、自殺対策強化基金市町補助事業補助金、消費者行政活性化事業補助金のほか、鳥獣被害防止に係る各種補助金や森林整備に係る補助金、さらに農地農業用施設災害復旧費補助金などを追加いたしております。

財産収入では、市が出資をいたしております第三セクター、有限会社生谷温泉「伊沢の里」の決算に伴う配当金を計上するとともに、繰越金では、平成23年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額を繰越金として計上いたしております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算金や宍粟市が取りまとめ実施する消防広域化に係る電算システム構築の構成市町からの負担金、本年度から新たに配分されることとなりましたサマージャンボ宝くじの市町交付金などを計上しており、市債では、事業費の変更等による合併特例債、過疎対策事業債の精査

や農林業施設及び公共土木災害事業の変更及び臨時財政対策債の確定による精査を行っております。

次に、歳出の主なものにつきましては、冒頭に申し上げましたとおり、一般会計全般にわたり、人事異動等による人件費及び関連する費用の精査を行っております。

最初に、総務費では、地方財政法の規定による前年度決算に係る剰余金の2分の1ルールに基づいて財政調整基金を積み立てるための予算措置を講じるとともに、総務省の「緑の分権改革」調査事業の委託を受け、「未来のふるさとづくりモデル事業」として委託料を計上しているほか、自治会集会施設整備事業の補助金などを同額補正をいたしております。

民生費では、さつき園のデイサービス施設設置に係る補助金を増額し、外出支援サービス事業の利用拡大に伴う増額をするとともに、国民健康保険事業特別会計等への繰出金を精査し、また障害者医療費国庫負担金、老人医療費県費負担金及び生活保護費国庫負担金等の精査を行い、医療費の精算返還金を計上いたしております。

衛生費では、不活性化ポリオワクチン接種の予防接種経費を増額するとともに、国保診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、病院事業特別会計及び簡易水道事業特別会計への繰出金の精査を行っております。

農林水産費では、有害鳥獣被害が大きな課題となっていることから、引き続きその対策を推進するため、シカ、イノシシからの被害軽減を目的とした鳥獣被害防止総合対策事業等、西播磨地域農地・水・環境保全推進協議会負担金を計上するほか、農業生産基盤整備促進事業補助金、高性能林業機械購入補助金等、農林業振興のための補助金の増額及び農業集落排水事業特別会計繰出金について、増額計上をいたしております。

商工費では、消費者活性化推進基金事業の追加配分を受け、食の安全・安心に係る事業推進費を増額計上いたしております。

土木費では、県事業の進捗に伴う道路改良工事費や登記委託料等を計上するとともに、簡易除雪機整備事業補助金、下水道事業特別会計への繰出金につきまして追加計上をいたしております。

消防費では、消防広域化に伴う電算システム等構築に係る経費を計上するとともに、防災資機材などの整備に要する自主防災組織緊急育成支援事業補助金を増額計上いたしております。また、東日本大震災の影響によって消防団員福祉共済掛金が増額されたことによる経費を計上いたしております。

教育費では、燃料費高騰に伴う生徒海外派遣参加事業補助金を増額するとともに、

市町村振興協会の図書整備支援交付金による図書整備、コミュニティ助成事業による地域の芸術環境づくり事業補助金など、教育環境の充実のための経費を追加補正をいたしております。

災害復旧費につきましては、本年の豪雨災害に伴う農地災害、公共土木災害復旧経費の増額補正であります。

公債費では、将来の財政負担軽減を目的として、繰上償還を実施するための予算措置を講じるとともに、借入利率確定に伴う長期債利子の減額等を行っており、予備費につきましては、これまでの災害の応急復旧や税の過誤納付還付金等に充てておりますが、今後、台風や積雪も予想されることから、緊急対応財源として増額補正して備えるものであります。

次に、第18号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び事業確定精査等による一般会計繰入金、国民健康保険事業基金繰入金を計上いたしております。

歳出では、人件費の精査を行い、補正の総額は歳入歳出それぞれ503万8,000円を追加し、補正後の総額を48億1,002万8,000円といたしております。

次に、第19号議案、平成24年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び人件費の精査に係る一般会計からの繰入金の増額を計上いたしております。

歳出では、人件費及び賃金の精査のほか、借入利率確定に伴う長期債利子の減額を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ238万7,000円を増額し、補正後の総額を3億8,790万8,000円といたしております。

次に、第20号議案、平成24年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、人件費の精査に伴う一般会計からの繰入金を減額する一方、前年度決算に伴う繰越金を計上し、歳出では、人件費の精査を行い、補正の総額は歳入歳出それぞれ4万8,000円を追加し、補正後の総額を1,169万3,000円といたしております。

次に、第21号議案、平成24年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金を計上するとともに、一般会計繰入金の精査を行っております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への翌年度精算に伴う納付金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ775万7,000円を追加し、補正後の総額を4億9,515万5,000円としております。

次に、第22号議案、平成24年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金、地域支援事業費の国県支出金、介護給付費の翌年度精査に伴う交付金を計上するとともに、介護給付費及び地域支援事業の繰入金と事務費等の一般会計繰入金の精査を行っております。さらに、介護保険事業の精査を行い、基金繰入金を減額をいたしております。

歳出では、人件費の精査のほか、前年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ1,393万円を追加して、補正後の総額を39億5,159万3,000円としております。

次に、第23号議案、平成24年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では簡水施設整備事業、高料金対策等に伴う一般会計繰入金の減額を行うとともに、前年度決算に伴う繰入金を追加しております。また、水道管移設補償工事について一般会計で行うこととしたことによって、今回歳入歳出とも全額減額をいたしております。

歳出では、そのほか人件費の精査を行い、歳入歳出それぞれ848万2,000円を減額し、補正後の総額を8億2,238万5,000円といたしております。

次に、第24号議案、平成24年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、事業所の人数見直しに伴い使用料を減額するとともに、人件費の精査、高資本費対策等に伴う一般会計繰入金の増額と前年度決算に伴う繰越金を計上し、さらに、下水道事業債の追加の予算措置を行っております。

歳出では、人件費の精査のほか、波賀中央浄化センター監視装置の修繕費等の増額を計上しており、補正後の総額はそれぞれ2,954万8,000円を追加し、補正後の総額を17億6,710万5,000円といたしております。

次に、第25号議案、平成24年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、下水道事業特別会計同様、事業所の人数見直しに伴い、使用料を減額するとともに、人件費の精査等による一般会計繰入金及び前年度決算に伴う繰越金を増額計上いたしております。

歳出では、人件費の精査のほか、日見谷浄化センターの修繕費等を計上しており、補正の総額は歳入歳出それぞれ265万7,000円を追加し、補正後の総額を7億2,402万4,000円といたしております。

次に、第26号議案、平成24年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査等による収益的支出の減額補正及び資本的収入の減額並びに資本的支出の増額補正を計上いたしております。支出補正総額は、191万4,000

円を減額して、補正後の支出予算の総額を10億9,370万2,000円といたしております。

次に、第27号議案、平成24年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出では、医師、看護師等の人件費の精査及び企業債の利率確定に伴う企業債利息の減額等による減額補正予算を計上しており、資本的支出は、医事システムの更新経費を増額し、支出補正総額を2,626万1,000円増額して、補正後の支出予算の総額は46億7,546万8,000円といたしております。

最後に、第28号議案、平成24年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査に伴う業務事業費の減額及び家畜共済事業における掛金の算定に係る評価の基準変更に伴い、家畜事業共済費の増額を行っており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ254万円を減額し、補正後の総額を8,526万5,000円といたしております。

一括して説明申し上げましたが、よろしく願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

8番、岩薮昭美議員。

○8番（岩薮昭美君） 24号、25号、これ二つとも共通しての質疑ですけれども、下水道特別会計とそれから農業集落排水の特別会計の分なんですけど、いずれも歳入の使用料、手数料、これが219万6,000円と336万円、いずれも使用料、手数料減になってますけれども、これ料金の値上げ等もあるだろうと思うんですが、なぜこの使用料あるいは手数料の減が補正されるのか、この点を御説明ください。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 私のほうからは、下水道事業特別会計の歳入の使用料及び手数料の減額219万6,000円と、農業集落排水事業特別会計の歳入、使用料及び手数料の減額336万円について、お答えしたいと思います。

人頭制区域におきましては、下水道料金の改定を平成24年1月1日付で行っておりますが、以前から事業所の人数が各旧町で相当な差がありましたので、基準の統一が指摘されておりました。そこで、新しい基準を制定したところではありますが、事業所、特に公共施設の学校、公民館等の見直しに時間を要しまして、平成24年度の当初予算での反映には間に合わなかったもので、旧の人数算定による当初予算としておりました。新しい基準を制定いたしまして、適用は平成24年1月1日から行っ

ておりますので、今回の補正で減額としておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡田初雄君）　続きまして、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　14番です。一般会計補正予算の中でブナ基金の積立金というのがありますけれども、それで歳入については、多分これはずっと寄付金を積み立てられたように記憶しておるんですけども、歳入については今回上がってきておりませんけれども、基金に積み立てられております。それで、事務処理が間違っておったというふうなことで、総務委員会には報告があったように思うんですけども、それで、もし補正予算の歳入には上がってたけども、歳出のほうで上げるのを忘れておったということであれば、当然補正予算として議会として認めたという、議会のほうにも当然責任が生じるわけでありますけれども、そのつじつま合わせがどういうふうになっておったかということがまた疑問になってくるんですけども、そのあたりのところが実際はどうであったのかということと、もう一つは、ああいし尿処理券の不正の問題があってから、こういうお金の処理について、相当見直しもされて厳しくなっておるんじゃないかなというふうなことを期待しておったときに、こういうふうな案件が発覚したというふうなことになりますので、それで、なぜこういうふうな一つの事務的な処理のミスだとは思いますが、こういうふうなミスが発生したのか、そのあたりというふうに捉えておられるのか、お聞かせ願ひしたいと思います。

それと、もう一つは、消防の広域化ということで、5,000万以上にわたる電算システムの構築委託料をはじめとして多額の経費が計上されておるんですけども、今、消防の広域化ということについては、あくまで協議の段階であって、広域化を進めるというふうなことを決定した組織ではないと思うんですね。その上に立って電算システム構築等委託料というふうなことで4,567万円もの経費をかけるということが、果たしてどういう意味を持つのか、大変これだけの経費をかけるということになると、まるでもう消防の広域化を決定したというふうにも受け取れるような予算の計上の仕方ではないかなと思うんですけども、具体的にどういう内容なのか、またどういう意味で、詳細については私の所属する委員会で詳細説明していただければいいですけども、この内容というのはどういう意味を持つのか、市長なりお答えいただければと思います。

それと、学校給食の関係で、工事費が250万上がっておりますけれども、これは一宮、波賀に関係するものなのか、それとも全く関係ないものなのか、その内容に

ついてお示し願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） まず、ブナ基金の関係につきまして、担当の私のほうからお答えを申し上げます。ブナ基金につきましては、御存じのとおり平成20年4月1日制定の宍粟市ふるさとづくり寄付条例に基づきまして、市内外から広く寄付をいただいた方、その寄付を積み立てて、自然の恵みから生まれるさまざまな観光資源を通じ、豊かな魅力あるふるさとづくりに資することも目的として制定された基金であります。

今回の補正の計上に至りました経緯につきましては、平成23年度中にいただきました寄付金を基金に積み立てるために予算計上しておりました歳出額1,157万4,379円について、支出を怠ったために決算上の不用額として残ってしまったものであります。御指摘のとおり、あってはならないことでありますし、御寄付をいただきました方々の思いに背くものであり、まことに申しわけなく思っております。

平成24年度に機構の一部の見直し等がありまして、事務分掌の移動がありました。しかしながら、先ほど御指摘をいただきましたように、第1の原因は、担当部署が2カ月の出納整理期間があるにもかかわらず、チェック機能が働いていなかったことが原因であります。なぜこうなったか。前任者や関係課を交え調査を行い、再発防止のチェック機能を確実に果たすというようなことで申し合わせを行っておるところであります。

今回、この寄付をいただきました金額を補正に1,157万5,000円を計上させていただいて、審査、可決をいただきました後、速やかに基金に積み上げたいというふうに思っております。改めましておわびを申し上げますとともに、今後このようなことがないように、万全を期すように取り組みますので、御理解いただきたいと思っております。

また、先ほどありましたように、決算審査で監査委員さんにも7月に御報告させていただきました。また、8月には所管の総務文教の委員会でも報告をさせていただいております。また、市長のほうから、私も含めまして管理あるいは担当職員についても厳重に注意を受けておるところであります。

以上、説明させていただきます。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 消防の広域化につきまして、私も幹事会に出ている立場で

ございますので、お答えを申し上げたいと思います。

御案内のとおり、西播磨地域消防広域化協議会というのを立ち上げてございます。これにつきましては、基本的に平成25年4月1日でそれぞれの市町が合併するという基本合意に基づいて今事務を進めているところでございます。そういうこととなりますと、当然、物理的な整備といたしまして、システムの構築が絶対視ということでございますので、その期間的ころ合いも見まして、9月補正をもちまして各市町の分担を宍粟市が調整をするということで予算化をさせていただいておるところでございます。

申し上げましたように、やはり物理的な整備につきましては、基本的合意がある以上、進めるべきということで、協議会とも協議をしながら進めておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、岡崎悦也君。

○教育委員会教育部長（岡崎悦也君） 私のほうからは、補正予算書49ページに計上しております給食施設改修工事について、お答えをさせていただきます。

この250万円につきましては、山崎学校給食センターの排気ダクト等の修繕に用いるものとして補正予算を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。一つ確認をさせていただきたいのは、先ほども言いましたように、もし寄付金で1,157万円というのが歳入として補正予算では上がっていたのかどうか。今回、歳出ではそういう格好で上がってきておりますけども、そういうふうに補正予算できちっと上がってきておったとすれば、議会としてもチェックできてなかったというふうなこともつながってこようかと思うんですけども、その寄付としてはどうであったのか、お聞かせください。

それと、消防の広域化についてでありますけれども、副市長は基本合意に基づいてというふうな言い方をされたんですけれども、消防の広域化、協議会の設置については私たちも賛成をしましたけれども、これから広域化の中で今いろんな点が詰められていく。そして、最終的に広域化にすれば、こういう形になっていくであろうというふうなことで、最終的な協定書ができると思うんですけども、その協定書かできた段階が最終的な広域化の是非を議会も含めて、最終的には議会にかかる案件だと思いますけれども、議会が判断してというふうなことになると思います。にもかかわらず、今の段階で5,000万を超えるような具体的にコンピューターシステ

ムを統合するようなことを手がけてしまえば、もう後戻りはできないというふうなことになると思うんですね。これから、それこそ人事の関係であるとか、いろいろなややこしい課題を協議されていく中で、協議結果としてはどういうふうになるかわからない。それで、しかもこの間の新聞では、消防の広域化というのがあまりにも進まないから、総務省としてはいろんな基準の変更も含めて期日の延長をするというふうな中であって、本当にもう既成事実をつくってしまうようなやり方が果たして正しいのかどうか、その点はいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 御案内のとおり協議会にはそれぞれの首長も出ておりますし、議会から議長さんにも出ていただいておりますし、それぞれの各種団体からも長が参加をしておるわけでございます。そういうような状況の中で、やはり進めていくためには物理的な準備もしなければならないという、そこそこにおいて協議をして、承認をいただいて、進めておるところでございますので、結果的にはそれが合併のための要件になっていくということであるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） ブナ基金につきましては、御指摘ありましたように、歳入につきましては、補正予算で受け入れた金額を計上いたしております。そのとおり受け入れております。同額につきましては、歳出も補正を組んだわけなんですけども、先ほど言いましたように、そこで事務を怠っております、支出をしていないというような状況になっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） そういうことであれば、当然、当局ばかりを責める案件ではないというふうなことになるんですけども、私、再度確認してみたいんですけども、寄付の補正予算については、何年の何月議会での補正になっておったのか。それで恐らく歳入には計上されておったということは、歳入歳出当然合わないといけないわけですから、歳出のほうは、どこでどのように金額、どっかで金額が違っておったのか、もともと合っていなかったのか。当然私たちとしては、そこら辺の数字的なところは合っているものとして見てしまいますから、なかなかそこまでのチェックというのは、当然しなければなりませんけれども、でも、補正予算としては歳入のほうでは上がっておったということになると、どこか歳出では違っておったんじゃないかなと思いますので、そのあたり、私としては議会の責任も含めてチェ

ックを改めてしてみたいと思いますので、今わからなかったら、後でよろしいですので、教えていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、副市長が言われた消防の広域化については、時間がない中でこの1年間で進めるというふうなことに、私はそもそも無理があるんじゃないかなとは思っておったんですけども、ですから、最終的にいろいろ細々したことも含めて協定書ができるまでに、実務的な部分も同時並行で進めるというのは、協議会で最終的に協定書ができて、最終的には先ほども言いましたように、議会の議決に付して初めて成立するというふうな手順からいいますと、あまりにも先走っているんじゃないかなというふうに思うわけですけども、それぞれ市長なり議会でいえば議長が参加しているといえども、最終的には個々の議会が判断することになるかと思っておりますので、こういうやり方というのは、ちょっと行き過ぎじゃないかなと思うんですけども、その点どうですか。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） いろんな考え方もありますし、背景には国の法律の時限のこともあると思います。しかしながら、これについては、この1年以前にもかなりの協議を進めてまいりましたし、やはり合併をしなければならないという各それぞれの市町の思惑があって基本的な合意をしておりますので、やはり見通しといたしましては、合併ありきで進んでおるのかなという思いもしておりますし、こういう進め方についても協議会で承認を得ていることですので、やはり物事を決めていくにはプロセスも要りますので、全て決めてから発車するということもありましようけれども、今回の合併の方策といたしましては、そういった物理的な要件を整えながら最終的に当然議会の議決をいただくために準備をし、努力をするということで、確認をしておるというふうに解釈をいたしております。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 申しわけありません。平成23年度の補正関係の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた所管の委員会のほうで報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第17号議案から第28号議案までの12議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第17号議案から第28号議案までの12議案は、それぞれの常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第9 第29号議案～第40号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第29号議案、平成23年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、第40号議案、平成23年度宍粟市農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの12議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第29号議案から第40号議案まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、一般会計の決算の概要についてですが、平成23年度予算は、後期基本計画のスタートの年であるとともに、市民とともに歩む行政を進める上で、市民や議会、行政の役割を明確にし、市民が主体のまちづくりを行うためのルールとして施行いたしました「自治基本条例」を基本として、「人と自然が輝き みんなで創る夢のまち」ということの実現に向けて市政運営を進めてまいりました。

また、依然、低迷する景気対策として「地域活性化・きめ細やかな交付金」、「地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金」の交付金事業を活用して、地域の中小企業への受注機会の増大や知の地域づくりなどの関連施策に取り組みをしたところであります。

一方では、行政改革大綱の理念のもとで、職員数の削減や経費節減・事務効率化による経常経費のより一層の削減のほか、将来の公債費負担の軽減のため約4億9,000万円の起債について任意の繰上償還を実施いたしました。

そうした結果、歳入決算額では、252億6,665万7,637円に対しまして、歳出決算額は242億8,772万5,467円で、歳入歳出差引額は9億7,893万2,170円となり、翌年度へ繰り越すべき財源1億8,209万3,000円を除いた実質収支で7億9,683万9,170円の黒字決算になりました。

歳入決算の主なものといしましては、まず、市税では市民税が依然低迷している状況にあるものの、家屋の新築や県産木材供給センター関連で固定資産税が増加したほか、たばこ税の増税による増収が起因し、前年度比較して0.8%の増という

ことになりました。

地方交付税につきましては、国税調査人口の減少などが起因をし、基準財政需要額が約2億6,000万円の減となりましたが、国全体での地方財源不足が減少し、臨時財政対策債が約3億5,800万円減となり、普通交付税は対前年度比で5,411万2,000円増の88億7,133万6,000円となりました。なお、臨時財政対策債とあわせた実質の普通交付税は、対前年度比で3億369万7,000円減の98億3,063万9,000円となっております。

また、特別交付税につきましては、東日本大震災に係る臨時経費などが要因で、対前年度比で5,284万8,000円の増の10億9,625万9,000円となりました。

また、国・県支出金におきましては、繰越事業を含め国の経済対策に係る各種交付金の減や災害復旧事業に係る負担金・補助金の減により、それぞれ大幅に減少をいたしました。

市債につきましては、臨時財政対策債の減のほか、市役所北庁舎の整備や林業再生事業などの終了により、前年度比で発行額は7億5万9,730万9,000円（後刻訂正発言あり）減少し、30億7,670万3,000円となっております。

続いて、歳出決算の状況といたしましては、翌年度への繰越明許費を除いた実質の予算額253億2,683万1,000円に対し、支出済額は242億8,772万5,000円で、執行割合は91.6%となり前年度比で約17億円余りの大幅な減となっております。

これは、一宮南中学校校舎改築事業や林業再生事業などの大型事業終了による普通建設事業費の減や平成21年度災害の復旧事業がピークを過ぎたこと、さらには、公債費の償還がピークを過ぎたことなどが主な原因であります。

主な施策といたしましては、平成22年度に北庁舎の整備を行い、また、地域・情報化事業が終了したことにより、旧山崎保健センターや旧本庁舎、千種テレビ施設などを解体撤去するなど既存の公共施設の整理を行いました。また、市民と行政との協働のまちづくりを目指すためのルールとなる「自治基本条例」を施行し、一層の住民参加によるまちづくりを進めるとともに、地域活性化や自立を促進するためしそう元気げんき大作戦やまちづくり支援事業など、地域力向上の施策推進を図りました。

少子高齢化が進む中で、特に重点施策としている少子化対策については、子育てオープンスペース事業やしーたん体操の制作など、安心こども基金を活用した子育て支援の充実を図ったほか、高齢者・障害者福祉では、障害者福祉プランの策定や障害児タイムケア事業、外出支援サービス事業など、それぞれ利用者等の状況・ニ

ーズに応じたサービスの提供等を行いました。

また、環境保全の分野では、資源循環型社会の構築を目指して、市民・事業者・行政が一体となった施策の推進が必要であり、新たに市民団体「e-みらっそ」が立ち上がり、市民運動を展開されるとともに、市もペレットストーブなどの導入や太陽光発電設備の設置に対する助成など、環境負荷の低減に向けた取り組みを行いました。

次に、農・林業の振興では、農地や農業用施設の保全管理、国・県施策と連携をした有害鳥獣対策を実施したほか、宍粟材の利用促進のための施策や公有林の整備事業、国際森林年を期とした森林の公益的機能の普及啓発にも取り組みをいたしました。

また、商工・観光では、失業者対策としての緊急雇用対策事業や、各種イベント事業への助成や観光案内所を設置したほか「ふるさと宍粟観光条例」を制定し、観光立市への実現に向けた基本理念を定め、現在、基本計画の策定作業を進めております。

道路、住環境の分野では、広大な市域に欠かせないのが道路基盤整備であるとの認識から、合併特例債等を活用して市道整備事業を計画的に推進するとともに、国県に対する所管の道路整備の早期実施を積極的に要請をいたしました。また、市営住宅につきましては、住宅マスタープランに基づき老朽化が著しい下比地団地の建て替えに係る実施設計業務を行いました。

次に、消防の分野では、常備消防において消防・緊急車両の更新を行ったほか、非常備消防施設の更新補助や自主防災組織の資機材購入補助により基盤の強化を図りました。

次に、教育につきましては、宍粟市の義務教育期間の長期構想「しそうの子ども生き生きプラン」に基づき、将来の宍粟を担う子供たちが自ら学び、自ら考え、人間としての総合力を育成する教育を推進をいたしました。特に、学校規模適正化につきましては、旧千種町域において統合がまとまり、千種小学校として新たなスタートをしたほか、他の地域においても住民を交えた協議を進めているところであります。また、学校施設におきましては、河東小学校、戸原小学校など安全・安心な学校づくり事業を進め、耐震化率の向上を図りました。

さらに、社会教育では、社会教育施設を推進する指針となる社会教育振興計画を策定したほか、移動図書館車の購入や施設の改修による図書館機能の充実、文化財施設の改修なども国の交付金の活用により、積極的に進めてまいりました。

続きまして、特別会計の決算の概要を説明いたします。

最初に、国民健康保険事業特別会計におきましては、安定した医療給付を行うための保険制度として運営するため、被保険者からの国民健康保険税や国県支出金、財政基盤安定に対する一般会計から繰入金などを主な財源として、医療費給付、高額療養費、出産一時金及び葬祭費などの給付を行った結果、歳入決算額46億8,252万6,378円に対して、歳出決算額44億8,549万5,460円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億9,703万918円となっております。

次に、国民健康保険診療所特別会計におきましては、民間の医療機関の少ない波賀・千種の地域医療の核として診療を行っており、特に、平成23年度は千種診療所において、眼科医の診療を開始したほか、引き続き臨床研修医の受け入れを行い、将来の医師確保に向けた取り組みなどを行った結果、歳入決算額3億5,241万3,804円に対し、歳出決算額は3億5,160万5,917円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに80万7,887円となっております。

次に、鷹巣診療所特別会計におきましては、鷹巣地区の市民を対象に2週間に1度の診療を県からの「へき地診療所運営補助金」の交付を受けて行っているもので、特に、高齢者に配慮した身近な医療機関としての使命を果たしております。結果として、歳入決算額1,128万7,644円に対して、歳出決算額1,121万8,186円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに6万9,458円となっております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者の保険料の徴収業務などを主としており、歳入決算額4億4,697万5,526円に対して、歳出決算額4億3,921万3,911円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに776万1,615円となっております。

次に、介護保険事業特別会計におきましては、介護給付や介護予防事業などを実施しており、地域密着型介護の在宅サービスや施設サービス、また、要介護にならないための介護予防事業を実施し、それぞれの事業での給付を行った結果、歳入決算額38億1,637万8,739円に対して、歳出決算額は38億1,556万3,806円となり、歳入歳出差引額、実質収支額ともに81万4,933円となっております。

次に、簡易水道事業特別会計におきましては、簡易水道事業の統合と法適化に向けた資産評価に着手したほか、災害復旧事業や市内16か所の簡易水道施設整備等の適正管理に努めてまいりました。歳入決算額は7億5,486万2,102円に対しまして、歳出決算額は7億5,367万6,265円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに118万5,837円となっております。

次に、下水道事業特別会計におきましては、公共水域の水質保全を目的として、市内10か所の処理区域において施設の適正な維持管理に努めた結果、歳入決算額は17億1,349万398円に対して、歳出決算額は17億1,196万6,449円で、歳入歳出差引額、実質収支額ともに152万3,949円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計におきましては、農業集落排水施設につきましても、市内の各施設の適正な管理、運営を目指しており、結果として、歳入決算額7億5,522万7,464円に対して、歳出決算額は7億5,221万8,329円で、歳入歳出差引額は300万9,135円となり、翌年度へ繰り越すべき財源170万円を除いた実質収支は130万9,135円となっております。

次に、水道事業特別会計決算につきましては、既に統合整備計画に基づく事業が完了し、普及率も99.5%となっております。独立採算を基本とした経営のもと、老朽施設の更新事業及び適正な維持管理に重点を置いて事業運営を図っております。

決算の概要につきましては、事務の効率化、施設運転管理委託など継続し実施した結果、収益的収支におきまして、当年度の純利益が2,646万1,177円となっており、経営上は健全な運営であると認識をしております。

また、資本的収支につきましては、上寺浄水場の第1期改良工事のほか、老朽配水管等更新整備計画に基づき、高所地区及び中地区において老朽管、老朽水管橋の更新工事等を実施して、支出決算額は企業債償還金を含めて4億194万3,360円となっており、収支としては3億707万9,722円の不足となっております。この不足する額は、減債積立金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填をいたしております。

今後の経営につきましては、引き続き水道施設の万全の管理指導のもと、安全で良質な水道水の安定供給と企業としての安定経営の確立を目指して取り組みを展開していきたいと考えております。

次に、病院事業特別会計についてですが、全国的な医師不足をはじめとする多くの地域医療を取り巻く課題が山積する中ではありますが、限られた人員をもって救急医療をはじめとする地域医療の確保に取り組んでおります。

事業の概要につきましては、まず、病院の利用状況は、入院患者数5万2,713人、外来患者数10万5,962人を受け入れており、ともに前年度をやや下回る患者数となりました。

次に、収益的収支につきましては、医業収益で患者数の減少により前年度を3.4%下回る減収となりました。医業費用では、経費節減を進めているものの1.8%

の増となり、結果として、当該年度純損失は2億5,686万4,735円となり、昨年度から欠損額が増加をいたしております。

また、資本的収支におきましては、計画的な医療機器整備などに要する建設改良費及び企業債償還金を支出いたしました。1億6,696万9,420円の不足額を生じており、これらの不足額は損益勘定留保資金で補填をいたしております。

また、9月には念願の基幹型臨床研修病院の指定を受けることができ、今後は単独での初期研修医受け入れが可能となりました。新たに医師、看護師に対する奨学金事業も取り組んでいるところであり、引き続き医師不足をはじめとする諸問題に取り組みながら、地域の中核病院として、市民の皆様へ安全で安心していただける良質な医療を提供するため、「公立宍粟総合病院改革プラン」により、病院運営の健全化に取り組んでいく所存であります。

最後に、農業共済事業特別会計についてですが、引き続き共済利用者基礎組織への定着を一層深め、農共事業の浸透のため、基盤強化に取り組み、共済引き受けの維持拡大と損害防止活動を推進いたしました。共済勘定につきましては、大規模な災害等もなく、共済事業全体では前年度を下回る決算額となりました。結果、農作物共済・畑作物共済・家畜共済・園芸施設共済の四つの共済勘定並びに業務勘定の決算総額は、総収益7,649万176円、総費用7,395万1,390円で、当年度の純利益は253万8,786円となっております。

以上、一般会計及び特別会計合わせまして12の会計の決算の概要を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 御報告を申し上げたいと思いますが、先ほど市長の提案理由の説明の中でありましたが、若干数字の部分でわかりにくいところがありましたので、私のほうから説明を申し上げさせていただきたいと思います。

市債発行額の前年度比較額が不明瞭でありました。いま一度説明を申し上げますが、正しくは7億9,730万9,000円であります。よろしくお願いいたします。

以上で、市長の説明は終わりました。

質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承賜りたいと存じます。

日程第10 第41号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第41号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

- 市長（田路 勝君） それでは、第41号議案、教育用パソコン備品購入契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

教育用パソコンは、児童生徒の学力及びIT活用能力の向上を図るため導入しておりますが、神野小学校、神戸小学校、染河内小学校、下三方小学校、三方小学校、繁盛小学校及び山崎西中学校の教育用パソコンが更新時期を迎えましたので、今年度新たに購入しようとするものであります。

この教育用パソコンの購入を行うに当たり、去る平成24年8月22日に入札を執行いたしました結果、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬117番地12、イトーオフィスサービス株式会社代表取締役伊藤和久と契約金額6,508万9,500円で物品購入契約の締結をしようとするものであります。

以上でございます。

- 議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。発言の通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第41号議案は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月7日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午前11時46分 散会）